



新市長を迎えての定例会

第4回定例会

行財政課題について一般質問

平成17年第4回定例会は、12月22日から27日まで開催しました。今定例会は市長選挙後、初の定例会となるため、会議の冒頭に市長から就任のあいさつがありました。その後、下水道事業が企業会計に移行することに伴う条例の改正案など39議案が市長から提案され、原案のとおり可決しました。このほか、助役の選任など人事案件についてそれぞれ同意しました。

議員からは、意見書3件などを提案し、可決しました。

一般質問では、5人の議員が市政について理事者の見解をたずねました。

本会議

1日目

第4回定例会は、12月22日に開会しました。

まず、野口市長から就任にあたり、これまでの行政経験を十分に生かし、新たな改革に取り組み、20万市民が誇れるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し全力を傾注する旨のあいさつがありました。

その後提案された専決処分議案（旧港地区立体駐車場新築工事の契約変更）に対し、議員から変更理由や工事の遅れなどにつき質疑が行われた後、承認しました。

続いて、条例の制定や一部改正議案11件、損害賠償を定める議案1件、一般会計など補正予算議案5件、指定管理者の関連議案17件、訴えの提起3件、その他2件の計39議案が市長から提案され、それぞれ関係する常任委員会にその審査を付託しました。

各委員会

付託議案の審査

22日には文教民生常任委員会を、26日には事業常任委員会と総務常任委員会をそれぞれ開催しました。各委員会では付託された議案の審査を行ったうえで、

市民の皆さまのご協力を！

「贈らない」
「求めない」
政治家から有権者への寄附は「受け取らない」

政治家は有権者に寄附を
有権者は政治家に寄附を



原案を可決しました。また、所管事項について質問を行いました。

なお、総務常任委員会では、議案第174号「岸和田市人権尊重のまちづくり条例の制定」で、原案に対する反対討論がありました。賛成多数で原案を可決しました。

本会議

2日目

27日の本会議では、委員会審査を終えた議案（議案第174号を除く）について、各委員長から審査結果の報告を受け、委員会同様、総務常任委員長から審査結果の報告を受け、委員会同様、起立表決を行った結果、賛成多数で原案を可決しました。

決しました。

また、人権擁護委員候補者推薦、固定資産評価審査委員会の委員選任、助役の選任、固定資産評価員の選任についてそれぞれ同意しました。

続いて、下水道部を廃止し、上下水道局となることに伴う市議会委員会条例の改正案や意見書3件（下記参照）を議員から提案し、可決しました。

5人の議員が一般質問

その後行われた一般質問（裏面に掲載）では、5人の議員が市長の政治姿勢や児童・生徒の安全対策、公共料金の抑制、職員の福利厚生事業のあり方などについて理事者の見解をたずねました。（今回の一般質問の様子とは、市議会ホームページのメニュー「議会録画中継」↓「平成17年第4回定例会一般質問」からご覧いただけます）

最後に、議会運営委員会の特定事件については、継続調査と決定し、同日閉会しました。

年賀などのあいさつ状は禁止



議員は、選挙区内に住んでいる人に対して、答礼のため自筆によるものを除き、年賀状などのあいさつ状を出すことは、法律で禁止されています。

市民の皆さまのご理解をお願いします。

意見書を可決

意見書は、国会や内閣総理大臣、関係する各大臣に提出しました。

議会制度改革の早期実現

に関する意見書（要旨）

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。よって、本市議会は、国に対し、次の事項について、抜本的な制度改革が行われるよう強く求める。

- 議会の招集権を議長に付与すること
- 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること
- 議会に附属機関の設置を可能とすること
- 議会の内部機関の設置を自由化すること
- 調査権・監視権を強化すること

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（要旨）

三位一体の改革は、「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、効率的な行財政運営を確立することにある。

平成18年度地方財政対策において平成16年度から平成18年度までに総額5兆円もの地方交付税の削減が行われることとなり、地方にとって、きわめて厳しい財政運営をしいられ、住民の行政ニーズに対応することが困難となる事態も懸念される。

よって、本市議会は、国に対し、平成19年度以降も地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確実な確保などを行うよう強く要望する。

高金利引下げに関する意見書（要旨）

破産者や多重債務者を生み出す主たる要因には、貸金業者の高金利による融資がある。貸金業者が超高金利で営業できる背景には、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」において上限金利が29.2%と高く設定されていることにある。

よって、本市議会は、国に対し、国民の生活不安を解消し、深刻な多重債務問題を解決するため、次の事項に改正することを強く求める。

- 「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の上限金利を「利息制限法」の制限金利まで引き下げること
- 「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること